

## 音声テキスト化システム提供業務企画提案募集要項

本業務では、音声テキスト化システムを利用し、職員の事務処理効率を向上させるため、全職員向けに音声テキスト化システムを導入する。

この事業の受託者を選定するため、音声テキスト化システム提供業務（以下「本業務」という。）に係る企画提案を下記のとおり募集する。

### 記

#### 1 業務名

音声テキスト化システム提供業務

#### 2 業務内容

本業務提案要求仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

#### 3 履行期間

契約締結日から令和 7 年 5 月 31 日

ただし、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

なお、契約締結の日から令和 6 年 5 月 31 日までの間は、受注者による役務提供前の準備期間とし、この準備期間中は役務費の支払いの対象外とする。

#### 4 契約予定額

13,860,000 円（消費税及び地方消費税相当額 1,260,000 円を含む）

※本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

#### 5 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（令和 2 年埼玉県告示 870 号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」に登録されていること。

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当すること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 91 条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

オ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

## 6 スケジュール

質問事項受付開始	4 月 5 日（金）
質問事項の受付期限	4 月 10 日（水）15 時まで
質問事項の回答	4 月 12 日（金）
企画提案競技参加申込書の提出期限	4 月 15 日（月）17 時まで
企画提案書の提出期限	4 月 19 日（金）15 時まで
選考結果発表	4 月 26 日（金）（※予定）

## 7 企画提案募集から受注者決定までの手続き

### （1）質問の受付及び回答

#### ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

#### 【質問方法】

募集要項の内容等に関する質問書（様式第 3 号）に記入の上、下記メールアドレスに送信するものとする。

（メールアドレス）a2440-11@pref.saitama.lg.jp

（メールの件名）【質問書】音声テキスト化システム提供業務

#### 【質問受付期間】

令和 6 年 4 月 10 日（水）15 時まで

#### イ 質問の回答

質問への回答は、令和 6 年 4 月 12 日（金）以降、県ホームページに掲載する。

### （2）企画提案参加申込

本企画提案に参加を希望する者は、以下に基づき、あらかじめ参加申込を行うこと。

ア 提出書類

- ・企画提案競技参加申込書（様式第1号）
  - ・会社概要（様式第2号）
- ※併せて会社概要パンフレット等の PDF ファイルを添付すること。

イ 受付期限

令和6年4月15日（月）17時まで

ウ 提出方法・提出先

電子メールにより、以下のメールアドレスあてに提出すること。

メール送信後に必ず到達確認の電話をすること。

（メールアドレス）a2440-11@pref.saitama.lg.jp

（メールの件名）【企画提案参加申込】音声テキスト化システム提供業務

（電話）048-830-2442

(3) 企画提案書の提出等

企画提案書及び試用ツールの提出を以下に基づき行うものとする。

ア 提出書類等

別添「音声テキスト化システム提供業務提案要求仕様書」を参照のうえ、募集要項「8 企画提案書」に示す書類及び試用ツールを提出すること。

試用ツールは審査にて使用するため、4月末日までの利用が可能であること。

イ 受付期限

令和6年4月19日（金）15時まで

ウ 提出方法・提出先

電子メールにより、以下のメールアドレスあてに提出すること。

メール送信後に必ず到達確認の電話をすること。

（メールアドレス）a2440-11@pref.saitama.lg.jp

（メールの件名）【提案書等】音声テキスト化システム提供業務

（電話）048-830-2442

また、試用ツールの提供が電子メールでは難しい場合は、事前に別途相談すること。

エ その他

・企画提案は、1 提案者につき1 提案に限る。（複数提案は不可）

・企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。

ただし、添付書類の不足など書類に不備がある場合は、補正を命じることがある。

## 8 企画提案書

企画提案書は以下の構成とすること。

様式は任意とするが、A4 判横長、最大 20 ページの範囲内（表紙、目次及び添付書類除く）で作成すること。

提案書のファイル形式は Microsoft PowerPoint 形式または PDF 形式とすること。

### (1) 表紙

- ・表題（音声テキスト化システム提供業務企画提案書）
- ・応募者の所在地、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス

### (2) 目次

### (3) 提案内容等

「音声テキスト化システム提供業務提案要求仕様書」に記載されている各提案事項について、それぞれ具体的に記載すること。

### (4) 添付書類

- ・別紙\_機能要件表  
※対応の可否を記載すること。
- ・見積書（別添資料 1）  
※様式は任意とする。  
※本業務について、項目、単価等の積算内訳を明らかにすること。  
※宛名は「埼玉県知事大野元裕」宛とし、代表者印の押印は不要。

## 9 契約先候補の選考方法

本事業における契約先候補者については、以下の審査を経て選定する。

### (1) 書類審査及びツールの試行による審査

- ア 提出された企画提案書に基づく書類審査を実施する。
- イ 提供された試行用ツールについて、実際に操作し UI/UX 及び音声認識精度について審査を行う。
- ウ 審査の結果は、参加者全員に対して、4月26日（金）以降に電子メールで通知する予定である。

## 10 契約先候補者の選定基準

本事業における契約先候補者の選定基準については、別添「音声テキスト化システム提供業務企画提案評価基準書」及び「音声テキスト化システム提供業務評価項目一覧」を参照すること。

## 11 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約を締結する。なお、協議の上、企画提案書の一部を変更する場合がある。

契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が次に高かった者と改めて協議を行う。

## 12 選定結果

選定結果は個別に通知するとともに、県ホームページに掲載する。

なお、情報公開請求があった際には、請求に応じて埼玉県情報公開条例で定める不開示情報を除き、契約の相手方となる提案者の企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

## 13 契約保証金について

(1) 「11 契約の相手方の決定方法」により埼玉県と合意に達した契約先候補者は、埼玉県財務規則第81条第1項の規定により契約締結の日までに契約保証金(契約金額の100分の10以上)を納めること。

(2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第81条第2項に該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 14 その他留意事項

(1) 次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。

イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。

ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。

エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。

オ 提出書類に不足があるもの。

カ 企画提案協議参加申込書等に代表者の記名がないもの。

キ 予定価格を超える金額で見積書を提出したもの。

ク 見積金額を訂正したもの。

ケ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。

なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) その他

- ア 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担とする。
- イ 提出された参加申請に係るすべての書類について返却しない。
- ウ 企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

15 問い合わせ先

埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課DX推進担当 江尻、齋藤、関  
(住所) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 (本庁舎2階)  
(メールアドレス) a2440-11@pref.saitama.lg.jp  
(電話) 048-830-2442